

貯水槽・防災倉庫その他倉庫運営細則

貯水槽・防災倉庫その他倉庫運営細則

(目的)

第1条 本細則は、ブラウンハイム管理組合同規約（以下「規約」という。）第4章（用法）第13条（共用部分等の用法）及び第18条（使用細則等）の規定に基づき、規約別表第1に記載の共有部分である貯水槽、防災倉庫その他倉庫（以下総括して「防災倉庫等」という。）の維持管理並びに使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貯水槽及び倉庫)

第2条 本細則に云う貯水槽、防災倉庫その他倉庫とは、次の各号に掲げる設備を云うものとする。

- (1) 貯水槽： 災害発生時に使用する用水を貯蔵する目的で設置され、防災倉庫と一体で建造された鉄筋コンクリート造りの貯水槽 2基並びにそれに附属する配管及び給水栓等附属設備
(貯水容量 総計 100トン)
- (2) 防災倉庫： 災害発生時に使用する什器備品、用具、その他資材並びに非常用飲料水及び食品（以下「防災備品等」という。）を備蓄する目的で設置された鉄筋コンクリート造りの倉庫で、それに附属する電気・機械設備並びに貯水槽に附属する配管及び給水栓の使用スペースを含む建物全体
- (3) その他倉庫： 管理組合業務に使用する資材・資料を保管するための管理組合事務所及び集会所（以下「管理事務所」という。）の玄関脇に附属する倉庫、並びに団地内空地に臨時に設置されている簡易物置

(防災倉庫等の維持管理)

第3条 管理組合は、防災倉庫等の維持管理について、規約第13条（共用部分等の用法）、第21条（共用部分の管理に関する責任と負担）、及び第33条（管理組合の業務）の規定に従って行うものとするが、その管理運営業務を「ブラウンハイム災害対策委員会運営細則」（仮称）（以下「細則」と云う。）に基づいて設立される「災害対策委員会」（仮称）（以下「委員会」と云う。）に委託するものとする。

(防災倉庫等及び防災備品等の使用)

第4条 防災倉庫等、防災備品等及び貯水槽用水は、通常の場合は、専らブラウンハイム居住者のために使用されるが、災害が発生した場合には、管理組合は、ブラウンハイム構内に滞在している居住者以外の人々に対しても使用することができる。

(貯水槽の用水管理及び使用)

第5条 管理組合は、用水を貯水槽に満水にして貯え、その用水品質の維持管理及び災害発生時の使用について「委員会」に委託する。但し、貯水槽の用水は、飲料用には使用しないものとする。

2 前項の定めにも拘らず、管理組合は、正常時には緑化管理のための散水、その他ブラウンハイムの環境維持等の目的のために適時に貯水槽の用水を使用することができる。

(防災備品等の調達)

第6条 管理組合は、当年度の予算に基づいて、防災備品等の調達を「委員会」に委託するものとする。「委員会」は、これ等の調達を「細則」に基づいて誠実にを行い、調達費の支払い結果を管理組合の会計規則に従い当会計年度内に管理組合に正確に報告しなければならない。

2 管理組合は、「委員会」の要請に基づきその必要性を慎重に審議して当年度中に防災備品等の必要数量を決定し、必要数量と保管数量との差を補充できるように、次年度の防災関連予算を編成するものとする。

(防災備品等の管理及び使用)

第7条 管理組合は、防災倉庫等に保管する防災備品等について、通常からその内容を明確に把握できるように、品目、数量及び保管場所を明記した台帳（以下「保管台帳」という。）の作成を「委員会」に委託する。「委員会」は、これを作成し、その一部を管理組合に提出するものとする。

2 管理組合は、防災備品等について年に一回以上実際に保管されている品目、数量及び貯蔵場所の点検を「委員会」に委託し、必要に応じて保管台帳の訂正を指示しなければならない。

(その他倉庫の維持管理)

第8条 管理組合は、その業務遂行に必要とする資材及び長期間の保管を必要とする資料を整理整頓の上、主として、管理事務所玄関脇の倉庫に保管するものとする。

2 長期保存する資料については、毎年その内容を点検し、所定の保管期限が過ぎた資料は整理の上廃棄するものとする。

第9条 管理組合は、管理事務所玄関脇倉庫及び簡易物置に保管する資材・資料について、その品目、資料の題名、数量、保管場所を明記した台帳を二部作成し、その一部をその倉庫内に、もう一部を管理事務所に保管しなければならない。

(付則)

第10条 本細則は、平成21年11月7日の理事会の決議をもって有効とする。

以上